

キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した場合に助成されます。

令和4年4月1日以降支給要件が変更になります。

変更内容

①～④の制度は正社員と共通化必須
(同額または同一の算定方法)

旧制度				
① 賞与	② 家族手当	③ 住宅手当	④ 退職金	⑤ 健康診断制度
	廃止	廃止		廃止

諸手当等(賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度)の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へと見直します。



新設制度	
① 賞与	② 退職金

非正規雇用労働者に対する制度新設のみで助成可
(正社員との共通化は必須ではない)

助成額

下記は
1事業所当たりの
金額です

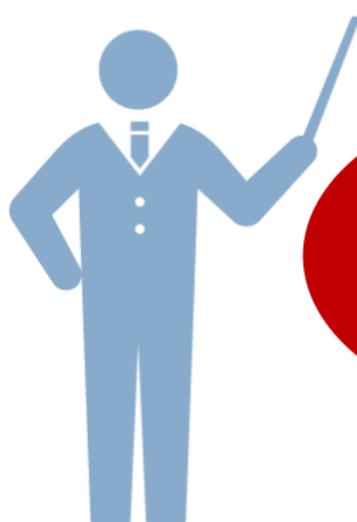


中小企業	
支給額	生産性要件達成
38万円	48万円

中小企業以外	
支給額	生産性要件達成
28.5万円	36万円

上限
1事業あたり1回のみ

各種加算措置



対象労働者
(2人目以降)に
係る加算は廃止
されました。

中小企業	
支給額	生産性要件達成
16万円	19.2万円

中小企業以外	
支給額	生産性要件達成
12万円	14.4万円

上限
1事業あたり1回のみ

同時に共通化した諸手当
(2つ目以降)について、
助成額を加算
(原則、同時に支給した
諸手当について、
加算の対象となります。)

